

稲城市総合教育会議運営要綱

平成27年 5月11日

総合教育会議決定

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 総合教育会議（第8条—第11条）
- 第3章 議事録（第12条・第13条）
- 第4章 傍聴（第14条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条・第24条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、稲城市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により総合教育会議を招集しようとするときは、あらかじめ、稲城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する書面には、当該総合教育会議を行う日時及び場所並びに当該総合教育会議に付議すべき案件を明記しなければならない。

（所掌事務）

第3条 総合教育会議は、法第1条の4の規定に基づき、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるお

それがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(4) 上記各号に関する市長及び教育委員会の事務

(会議の回数)

第4条 総合教育会議は、定例会として毎年1回、これを招集する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第1条の4第4項に規定する教育委員会の求めがあったときその他必要に応じて、随時、総合教育会議を招集することができる。

(定足数)

第5条 総合教育会議は、市長、教育長又は在任の教育委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急を要すると認めた場合においては、市長及び教育長の出席があれば、総合教育会議を開くことができる。この場合において、教育長は、当該総合教育会議に付議すべき事件に係る教育委員会の事前の決定の範囲内で、当該事件について意見を表明し、又は決定に参加することができる。

(欠席の届出)

第6条 教育委員は、第2条第1項の通知を受けた場合において、当該通知に係る総合教育会議に欠席しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、その旨を届け出なければならない。ただし、当該総合教育会議が前条第2項の規定に該当するものである場合については、この限りでない。

(公告)

第7条 市長は、第2条第1項の招集を発出したときは、当該通知に係る総合教育会議を行う日時及び場所を示して、その旨を公告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第2章 総合教育会議

(会議の主宰)

第8条 総合教育会議は、市長が主宰する。

(会議の公開)

第9条 総合教育会議は、法第1条の4第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、当該総合教育会議を構成する市長、教育長又は在任の教育委員（以

下「構成員」という。)の発議により、出席構成員の3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

(事務の調整)

第10条 法第1条の4第8項に規定する事務の調整は、市長、教育長及び出席した教育委員の全員の同意をもって、これを行うものとする。

(会議結果の報告)

第11条 総合教育会議の結果は、法第1条の4第7項に規定する議事録の公表をもって、これを公表する。この場合において、市長及び教育委員会が必要と認めた案件については、あわせて稲城市議会に報告するものとする。

第3章 議事録

(議事録の作成等)

第12条 総合教育会議は、会議が終了したときは、法第1条の4第7項の規定に基づき、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

(議事録の記載事項)

第13条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席構成員の氏名
- (3) 会議に出席した関係者等の氏名
- (4) 協議題及び議事の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議において必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定により公開しないこととした総合教育会議の議事録については、同項の例により、必要と認められる事項を記載するものとする。

第4章 傍聴

(傍聴券の交付等)

第14条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、稲城市総合教育会議傍聴申込書(様式第1号)を提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により傍聴券の交付を受けた者は、当該交付を受けた日に限り、総合教育会議を傍聴することができる。

(傍聴席)

第15条 傍聴券の交付を受けた者は、総合教育会議を傍聴しようとするときは、傍聴券を受付に提示し、係員の指示するところにより、指定された席に着かなければならない。

(傍聴券の返還)

第16条 傍聴券の交付を受けた者は、当該交付を受けた日の総合教育会議が終了し、又は総合教育会議を退席しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席へ入ることができない者)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席へ入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第18条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、喧騒にわたり会議の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の申請等)

第19条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音をしようとするときは、稲城市総合教育会議撮影・録音許可申請書(様式第2号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について撮影又は録音の許可又は不許可を決定したときは、稲城市総合教育会議撮影・録音許可(不許可)決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(傍聴人の退場)

第20条 傍聴人は、市長が傍聴を禁止し、又は退場を命じたときは、速やかに退場

しなければならない。

(係員の指示)

第21条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第22条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

第5章 雑則

(事務局)

第23条 総合教育会議の庶務を処理させるため、稲城市総合教育会議事務局（以下「事務局」という。）を、企画部企画政策課に設置する。

2 総合教育会議の庶務は、事務局において処理する。ただし、総合教育会議に付議すべき協議題、資料の準備等については、教育委員会教育部教育総務課と共同して実施する。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の実施に関し必要な事項は、総合教育会議において定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第2条に規定する旧教育長に関する経過措置が適用される間の第4条の規定の適用については、「教育長」とあるのは「教育委員長」とする。